

わが国の港湾における分区条例からみた立地許可施設の概観

-国際戦略港湾と国際拠点港湾の全23港を通して-

An Overview of Permitted Facilities from the Viewpoint of Zone Ordinances in Japan -Focusing on the 23 ports in the International Strategic Ports and International Hub Ports-

○梅澤駿¹, 岡田智秀², 落合正行², 岩壁奈緒³

*Shun Umezawa¹, Okada Tomohide², Masayuki Ochiai², Nao Iwakabe³

Abstract: The purpose of this study is to clarify the characteristics of facilities permitted to locate in each port by focusing on the zone ordinances established for 23 ports in Japan. As a result, it clarified the characteristics of facilities permitted to be located in the three zones, including commercial zone, industrial zone and scenic and recreation zone.

1. 研究目的 ; わが国の港湾は, 1980年代のWF開発を契機に一般市民が利用する都市的施設(以下; 一般開放施設⁽¹⁾)の立地が全国各地でみられはじめ, 2003年制定の「みなとオアシス」制度においても推進されるなど, 物流拠点としての港湾機能と一般開放施設の立地による都市的機能とのあり方が揺らぐ現状にある。

そこで本研究では, 港湾機能と都市的機能の両立に向けた臨港地区内の分区のあり方を導出すべく, 港湾ごとに定められる「分区条例」に着目し, 分区ごとの立地許可施設の特徴を把握することを目的とする。

なお, 本稿は筆者らの先行研究¹⁾にもとづき, 都市的要請が大きい港格の高い国際戦略港湾および国際拠点港湾の全23港において, 分区の指定面積が大きい商港区・工業港区・修景厚生港区の3分区を対象とする。

2. 調査方法 ; 本稿では表1に示す調査を行った。

3. 結果および考察 ; 表1の結果, 本研究対象全23港のうち分区指定のない伏木富山港を除く22港について, 前述の3分区で許可されている13種の一般開放施設ごとに該当港湾数をまとめたものが表2であり, その内訳を港湾ごとに示したものが表3である。以降は, これらをもとに特徴がみられた商港区, 修景厚生港区および3分区共通の立地許可施設について述べていく。

(1) 商港区の立地許可施設の特徴 ; 表2(A)より, 商港区において該当数が多い立地許可施設は, <①旅客施設>

<③港湾環境整備施設> <④港湾厚生施設> <⑤移動式施設> が全22港と最も多く, 続いて<⑫飲食店>が20港, <②港湾情報提供施設>が19港, <⑪旅館・ホテル>が17港, <⑥展示施設>が14港, <⑩会議場>が13港であった。この中で他の分区と比較すると, ①⑩⑪の3施設は商港区において相対的に多いことが読み取れる。これら施設のいずれもを許可する港湾として, 表3(A)をみると大阪港や名古屋港等の13港が該当し, 例えば神戸港では旅客船ターミナル(①)の「神戸ポートターミナル」やコンベンションセンター(⑩)の「ラ・スイート神戸オーシャンズガーデン」の他, これら施設への来訪者が宿泊するための旅館・ホテル(⑪)の「神戸ポートタワーホテル」が立地するというように, 旅客に関わる一団の施設群として許可されていると考えられる。

以上より, 商港区の立地許可施設の特徴として, 旅客に関わるものの中でも, 港格の趣旨からも国際観光産業に関連する施設が中心となっている実態を捉えた。

(2) 修景厚生港区の立地許可施設の特徴 ; 表2(C)より, 修景厚生港区では, <③港湾環境整備施設>が全19港で許可されている他, <④港湾厚生施設> <⑫飲食店>が18港, <⑥展示施設> <⑧博物館>が16港, <⑨水族館>が14港, <⑦図書館>が13港, <⑬スポーツ・レクリエーション施設>が12港で許可されていることがわかった。この中で他の分区と比較すると, ⑦⑧⑨⑬の4施設は修景厚生港区のみ立地が許可されていることが読み取れる。これら施設のいずれもを許可する港湾として, 表3(C)をみると川崎港や横浜港等の8港が該当し, 例えば名古屋港では水族館(⑨)の「名古屋港水族館」の他, スポーツ・レクリエーション施設(⑬)の「富浜緑地」内の球場・テニスコート等が立地するというように, 修景厚生港区の主要施設である公園・

表1 調査概要

①各港湾の分区条例の収集	
調査対象	国際戦略港湾全5港と国際拠点港湾全18港の計23港
調査期間	2023(令和5)年5月26日(金)~6月13日(火)
調査内容	各港湾管理者の分区条例をWeb上から収集
②各分区条例を用いた一般開放施設の抽出	
調査対象	国際戦略港湾全5港と国際拠点港湾全18港の計23港
調査期間	2023(令和5)年7月31日(月) ~2023(令和5)年9月15日(金)
調査内容	各港湾の分区条例をもとに, 市民利用に供する一般開放施設13種を抽出

1 : 日大理工・院(前)・まち 2 : 日大理工・教員・まち 3 : 日大理工・学部・まち

緑地と一体的に整備された施設といえる。しかし、表3(C)より修景厚生港区は港湾ごとの許可施設にばらつきが大きいことから、公園・緑地を中心としながら港湾ごとに運用に自由度を有する様子がうかがえる。

(3) 3分区に共通した立地許可施設の特徴; 表2(A)~(C)より、3分区に共通した立地許可施設として〈③港湾環境整備施設〉が全ての港湾で許可されている他、〈④港湾厚生施設〉〈②港湾情報提供施設〉〈⑫飲食店〉が多く、多くの港湾で許可されていることがわかった。これら施設には、例えば公園・緑地(③)や労働者の休泊所・診療所(④)、港湾の案内・見学施設(②)、港湾を訪れる人のための飲食店(⑫)等があり、分区を問わず港湾内の利便性向上に大きく貢献する施設として位置づけられている実態が捉えられた。

4. まとめ; 以上より、国際戦略港湾と国際拠点港湾の全23港において港湾ごとの分区条例を通して、分区

ごとの立地許可施設の特徴を明らかにすることができた。

補注; (1) 本研究における「一般開放」とは、利用者を制限せず、不特定多数の人の利用が可能となっていることを示す。
参考文献; 1) 梅澤駿, 岡田智秀, 落合正行: 「わが国の臨港地区における分区の運用実態に関する研究—国際戦略港湾および国際拠点港湾の23港を対象として—」, 第66回土木計画学研究発表会講演集, vol.66, CD-ROM, 2022.11.

表2 3分区で許可されている一般開放施設ごとに港湾数

一般開放施設	①旅客施設	②港湾情報提供施設	③港湾環境整備施設	④港湾厚生施設	⑤移動式施設	⑥展示施設	⑦図書館	⑧博物館	⑨水族館	⑩会議場	⑪旅館・ホテル	⑫飲食店	⑬スポーツ・レクリエーション施設
(A)商港区	22	19	22	22	22	14	0	0	0	13	17	20	0
(B)工業港区	0	19	22	20	21	0	0	0	0	0	0	15	0
(C)修景厚生港区	7	10	19	18	3	16	13	16	14	4	4	18	12

注) 苫小牧港・四日市港・博多港の3港では、修景厚生港区の指定が確認できなかったため、修景厚生港区の総数は19港である。【単位: 港】

表3 3分区で許可されている一般開放施設の港湾ごとの内訳

分区	一般開放施設	国際戦略港湾											国際拠点港湾							合計 【単位: 港】				
		東京港	川崎港	横浜港	大阪港	神戸港	室蘭港	苫小牧港	仙台塩釜港	新潟港	千葉港	清水港	名古屋港	四日市港	和歌山下津港	堺泉北港	姫路港	水島港	広島港		徳山下松港	下関港	北九州港	博多港
(A)商港区	①旅客施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	22
	②港湾情報提供施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19
	③港湾環境整備施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	22
	④港湾厚生施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	22
	⑤移動式施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	22
	⑥展示施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14
	⑦図書館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
	⑧博物館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
	⑨水族館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
	⑩会議場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
	⑪旅館・ホテル	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	17
	⑫飲食店	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	20
	⑬スポーツ・レクリエーション施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
(B)工業港区	①旅客施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	
	②港湾情報提供施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19	
	③港湾環境整備施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	22	
	④港湾厚生施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	20	
	⑤移動式施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	21	
	⑥展示施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	
	⑦図書館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	
	⑧博物館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
	⑨水族館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
	⑩会議場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	
	⑪旅館・ホテル	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
	⑫飲食店	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
	⑬スポーツ・レクリエーション施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0
(C)修景厚生港区	①旅客施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	7	
	②港湾情報提供施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10	
	③港湾環境整備施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19	
	④港湾厚生施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	18	
	⑤移動式施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3	
	⑥展示施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	16	
	⑦図書館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13	
	⑧博物館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	16
	⑨水族館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14
	⑩会議場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	4	
	⑪旅館・ホテル	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	4
	⑫飲食店	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	18
	⑬スポーツ・レクリエーション施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12

【凡例】 □: 本文記載事項, ●: 該当施設, -: 該当せず, /: 当該分区そのものが存在せず